

【 知事直轄組織、健康福祉部 】

件 名	障害者差別相談に係る対応及び障害者差別解消のための啓発方法について
申立概要 【受理 6. 4. 15】	障害者支援課の広域専門相談員が相談内容を正しく理解せず、求めたことへの回答もなかった。 そこで、「京都府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」第 11 条に定める相談窓口へ相談したが、放置されているため改善を求めたい。 また、令和 6 年 4 月から、民間事業者についても障害者差別解消法で定める合理的配慮の提供が義務化されたが、未だ障害者差別は解消していないため、民間事業者への周知・啓発方法を工夫してほしい。
確認事項 【通知 6. 5. 20】	相談窓口が事実確認をした結果、障害者支援課の広域専門相談員による障害を理由とする差別とは認められなかったため、「京都府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」第 11 条に定める相談等には該当しない。 啓発方法については、相談窓口の設置、京都府ホームページでの広報、講演や研修の実施、事例集の作成及び配布等により、「障害者差別解消法」及び「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」の周知を図るとともに、令和 6 年 4 月からの事業者の合理的配慮の提供義務化の直前の 2 月には、合理的配慮の提供に係る事業者説明会を実施し、京都府ホームページにおいて説明会の動画を配信した。さらに、府民だより 3 月号において特集記事を掲載し、府内全戸に配布するなど、周知と理解促進に努めた。